静岡県人事委員会は、静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静岡県人事委員会委員長　　小　川　良　昭

静岡県人事委員会規則12－20

静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の退職管理に関する規則（静岡県人事委員会規則12－19）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（退職手当通算法人） **第４条**　法第38条の２第２項の人事委員会規則で定める法人は、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第３項に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社又は公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第７条の２第１項に規定する公庫等をいう。）とする。	（退職手当通算法人） **第４条**　法第38条２第２項の人事委員会規則で定める法人は、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社又は公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第７条の２第１項に規定する公庫等をいう。）とする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。